

イギリスにおける義務教育制度の動向

藤 井 泰

はじめに

- I 義務教育に関する規定
 - II 就学の履行
 - 1 就学と親の学校選択権
 - 2 義務教育学校における出欠席の取り扱い
 - 3 就学義務違反の問題
 - III 学校以外の場での義務教育——ホームエデュケーション
- おわりに
補注 イギリスの義務教育制度の略史

は じ め に

現在の日本では、小学校を卒業すると、中学校そして高等学校へと進むことは、いわば「当たり前」のように理解されている。さらに大学や専門学校など高等教育機関への進学率も高い。日本に生まれた子どもたちは、いやおうなしに巨大な学校教育機構に囲い込まれているのが、現代社会の特色となっている。このように教育機会が拡大していることは、少なくとも量的な観点に立てば、日本の教育制度の優れた側面である。だが、一方では、「登校拒否」に象徴されるように、学校に「囲い込まれた」子どもたちにとっては、学校は「抑圧」の装置として機能しているといえよう。非行、不登校、いじめなどは現代日本が抱える大きな課題であることは誰の目にも明らかである。¹⁾

とりわけ、義務教育学校における不登校の問題は、現代日本が直面し、解決が求められている最も重要な「教育問題」の一つである。

この不登校問題は、なぜ、子どもは学校に行かなければならぬかという本質的な問いを、現代に住むわれわれ日本人につきつけていよいえる。

ところで、義務教育システムを国際比較の観点から検討すると、大別して二つの類型に分けられる。「教育義務」（一定の条件の下で学校以外の場での教育も義務教育として認めるタイプ）と「就学義務」（原則として義務教育の形態として就学という方法しか認めていないタイプ）とがそれである³⁾。

ロンドン大学のペトリー (Petrie, A) 博士の研究³⁾によれば、日本と同じように、「就学義務」制の国としては、スペイン、ギリシア、イスラエルの一部の州、オランダ、ドイツ、中国、韓国などが挙げられる。

これに対して、「教育義務」制度のタイプに属する国には、ベルギー、デンマーク、アイルランド、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、イスラエルの大部分の州、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリアなどがある。

さて、最近、就学義務制の国の一である日本においても、不登校の数が増大し社会問題化していく中、家庭を拠点に学ぶ「ホームエデュケーション」や「ホームスクーリング」を選択する親も出てきている。2000年7月31日の朝日新聞は、「わが子を学校に任せきりにせず、家庭を『学びの場』として親が教育に責任を持つ。ホームスクーリングなどと呼ばれるこうした方法が、次第に認知されてきている。親子を支援する民間の動きが広がりをみせて」と報道している⁴⁾。実際、これらの用語は、近年に刊行された各種の教育事典に収録され、教育の基本用語として市民権を得るようになってきている⁵⁾。

もちろん、就学義務制を堅持している日本の文部科学省は、不登校の子どもの場合、「在宅学習を支援する」ことの必要性は認めているものの、「親が積極的に自宅での教育を選択した場合は違法」であるという見解を崩していない⁶⁾。

このように見てくると、現代日本において、義務教育制度のあり方が一つの重要な争点になってきているといえよう。

そこで本稿では、日本との比較を念頭に置きながら、イギリスの義務教育制

度について、「義務教育学校への就学」と「その他の方法」(ホームエデュケーション)という二つの側面から、その動向について検討を行いたい。

I 義務教育に関する規定

現行の義務教育制度に関する規定は1996年教育法に定められている。1996年教育法は従前の18の法律に若干の改正を加え、一本の法律に統合して成立したものである。²⁾これで戦後の教育制度の基本的骨格を示した1944年教育法は失効した。

義務教育条項は1944年教育法以来の枠組みを踏襲し、若干の文言の改正を加えたものである。1996年の義務教育に関連条項は、第1章「教育の法制度」第7条および第8条に定められているので、以下に掲げたい。

第7条 (義務教育)

義務教育年齢のすべての子どもの親は、学校に規則的に出席させるか、あるいはその他の方法で、子どもが(a)年齢、能力および適性、(b)本人の特別なニーズ教育に応じたフルタイムの適切な教育を受けるようにさせなければならない。

第8条 (就学義務年齢)

- 1 以下の第2項および第3項はこの法律では、どの子どもが、就学義務の年齢に該当するかについて規定したものである。
 - 2 5歳に達した時、就学義務が開始される。
 - 3 以下の者は、その学年の離学日(school leaving date)が終わると義務就学年齢が終了する。
 - (a) 離学日の後であっても次の学年の開始前に16歳に達する者
 - (b) 離学日に16歳に達する者
 - (c) (a)号に該当しない場合、離学日の前に16歳に達する者
- 4 大臣は、それぞれの年度の子どもの離学日を決定できるものとする。

第7条は、義務教育年齢の子どもに「適切な教育」を受けさせる義務が親にあると、親の責任を明記している。しかも、冒頭でも述べたが、イギリスの義務教育規定は就学義務を定めているのではなく、あくまでも「教育義務」を親に課している。つまり、親は「その他の方法で」(原語では otherwise である)、子どもに適切な教育を提供する道が担保されているのである。イギリスのホームエデュケーションの法的根拠は、この一語にあるといえる。

第7条の歴史的背景について付言すると、「パブリック・スクール」に代表されるような学校教育が開始されてからも、あるいは19世紀になり民衆のための公教育学校が整備されても、イギリスには私教育（在宅での教育）の伝統が連綿として存続していたことが指摘できよう⁸⁾。この教育的伝統は20世紀になっても否定されることなく、1944年教育法の中の「その他の方法で」という条項に受け継がれた。同法の法案審議の過程では、この条項に関しては議論の対象にすらならなかった。当時の議事録には、在宅教育を支持する見解として、デイビッド・ローガン(David Logan)議員の次の発言が残されている⁹⁾。

「敏感な年齢の子どもがいて、道徳的な観点から、私的な教育あるいは家庭での教育がその子にとってより望ましいと判断した場合、私はそのような教育を採用したいと思います。教育は家庭でもできますし、中世には実際に行われていました。すばらしく上手くいっていました。」

次の第8条「就学義務年齢」は5歳から16歳までの義務教育年齢を規定したものである。義務教育年限は11年である。日本の義務教育年齢に比べると、開始年齢が1歳早く、終了年齢も1歳ほど長いことになる。イギリスの5歳就学は、最初の初等教育に関する法律であった1870年教育法以来のものである。¹⁰⁾また終了年齢は1972年教育法で15歳から16歳に引き上げられて今日に至っている。なお、第8条の条文見出しへは「就学義務年齢」となっているが、この年齢規定はホームエデュケーションなどの「その他の方法で」義務教育を受けている子どもにも当てはまる。

第二に、学校設置義務についてはどうであろうか。義務教育制度が成立するためには、「その地域内にある学齢児童生徒を就学させるのに必要な学校を設置する義務」が教育行政機関に課せられるという学校設置義務規定が設けられなければならない。¹¹⁾

1996年教育法の学校設置義務に関する条項は、第3章「地方教育当局」の中に定められている。以下、第13条、第14条および第16条を抄訳したい。

第13条 (教育に関する一般的責務)

地方教育当局はその権限の及ぶ限り、当該地域の住民のニーズに適合するよう、効果的な初等教育、中等教育および継続教育を確保し、地域社会の精神的、道徳的、知的、身体的な発達に寄与しなければならない。

2 本条1項で課せられた任務は、以下に課せられた任務に関する事項を含まない。

- (a) 1992年の継続・高等教育法の第1条に基づき設置された継続教育財務委員会、
- (b) 同法第62条に基づき設置された高等教育財務委員会

第14条 (初等教育および中等教育の整備の機能)

地方教育当局は、その地域の(a)初等教育、(b)本法律第2条第2項(a)号にいう中等教育を提供するために十分な学校を確保しなければならない。

2 当該地域に設置される学校については、適当な(appropriate)教育の機会をすべての児童生徒に提供するために量的にも特質の面でも施設設備の点でも充分な学校が用意されなければ、本条第1項で定めた十分な学校が整備されたとはならない。

3 本条第2項の「適当な教育」とは、さまざまなニーズに適合した実際的な教授と訓練を含み、(a)児童の異なる年齢、能力や適性、および(b)学校の在学年数の違いという観点を尊重した多様な教授と訓練を提供する教育のことを意味する。

4 本条第1項(a)の中で、5歳未満の子どもの教育にはその責務は適用されない。

[以下、略]

第16条 (初等学校および中等学校を設置し維持し助成する権限)

1 本法律の地方教育当局の機能を果たすために、地方教育当局は、(a)初等学校および中等学校を設置し、(b)当局による設置のいかんを問わず、初等および中等学校を維持し、(c)維持していない初等学校および中等学校であれ、それを助成することができる。

2 地方教育当局は本条第1項の下で、当該地域の内外を問わず、学校の設置、維持および助成を行うことができる。

[以下、略]

この学校設置義務に関して、学齢児童で、病気や退学などの何らかの事由により当該の通常学校に通うことができなくなった者には、義務教育を保障するという観点から、別個に特別な教育施設を提供する義務が地方教育当局に課せられていることも指摘しておこう。この試みは比較的最近のことであり、先駆的な地方教育当局がこの種の児童を収容する施設を設け始めたのは1980年代になってからのことである。これらの施設は1993年および1996年教育法で正式に制度化され、「適応指導施設」(pupil referral unit)と呼称されるようになった。

1998年1月には、イングランド及びウェールズ地域で、施設数は344であり、12,286人の児童生徒が在籍していた（通常学校と2重登録の児童生徒数が4,019人）¹²⁾。

第19条の規定は以下の通りである。

第19条 (適応指導施設などでの例外的な教育措置)

1 地方教育当局は、義務教育年齢児童生徒のために、病気や退学やその他

の理由で、一定期間にわたって通常のやり方では適切な教育を受けられない者に対して、特別の学校やその他の場で適切なフルタイムあるいはパートタイムの教育を提供できる措置を講じなければならない。

2 本法律の施行前後を問わず、地方教育当局が設置し維持している学校で、(a)このような児童生徒のための教育を特別に提供しており、しかも(b)公立学校でも特殊学校でもない学校は、「適応指導施設」と呼称されるものとする。

3 地方教育当局は、適応指導施設に宿泊施設を設けることができる。

[以下、略]

第3に、教育保障義務についても、1996年教育法等に規定されている。

第4部第4章「児童および若年者の雇用」で、義務教育年齢の児童の就労禁止や制限に関する条項（第558条～第560条）が示されている。¹³⁾ただし、就学義務の最終学年の場合、地方教育当局ないしは理事会の取り決めと許可があれば、教育活動としての労働体験は法的に認められている。

教育保障義務に関する規定は、第4部第3章「地方教育当局ないしは直接維持学校の教育に関する費用」に定められている。

第450条「入学料の徴収禁止」では、第1項で「公立学校 (maintained school)への入学料は徴収してはならない」とされている。また第451条によれば、学校の時間内の教育については授業料を課してはならないのである。また学校時間以外であっても、校外試験のためのシラバスで必要な教育活動を行う場合でも、授業料の徴収は禁止されている。

さらに、義務教育段階の維持学校では教育課程の中で義務づけている公的試験 (public examination) についても、受験料を徴収することはできない（第453条）。

II 就学の履行

1 就学と親の学校選択権

地方教育当局は、次に掲げる1996年教育法第437条に基づき、就学年齢の子どもが適切な教育を受けられるように、親に対して通知しなければならない。この通知は法的には、「就学命令」となる。

第437条 (就学命令)

地方教育当局は、当該地域の義務教育年齢の子どもが規則的に学校に通うか、あるいはそのほかの方法で適切な教育を受けていないと思料したときは、その親に対して文書で通知しなければならない。通知を受けた親は、所定の期日内に子どもが適切な教育を受けていると判定できるように返答をしなければならない。

2 所定の期間内とは、通知が出された日から15日を越えないものとする。

3 もし以下のような場合、すなわち

(a) 地方教育当局が、第1項での命令を受けた親の子どもが適切な教育を受けていることを判定できない場合

(b) 子どもが就学することが必要であると地方教育当局が判断した場合

地方教育当局は、指定した学校に子どもを登録させるように、所定の文書で親に通知しなければならない（本法律では、「就学命令」と呼ぶ）。

4 就学命令は（地方教育当局による変更にしたがって）、… [中略] …就学年齢が終了するまで有効であり続ける。

5 地方教育当局は、就学命令に記載された維持学校ないしは国庫助成学校には、その旨の報告をしなければならない。

6 就学命令で指定された維持学校ないしは国庫助成学校にあっては、その学校理事会（あるいは維持学校の場合、地方教育当局）は当該児童を入学させなければならない。

7 第6項は、その学校の学籍簿に登録済みの児童を退学させる権限を無効にするものではない。

8 本章では、「維持学校」とは、公立学校、有志立学校あるいは病院内に設置されていない維持特殊学校を意味する。また、児童に対する「適切な教育」とは、その年齢、能力、適性に適合し、しかも本人の特別なニーズ教育に配慮した効果的なフルタイム教育を意味する。

また、注目すべきは、イギリスでは義務教育段階であっても親の学校選択権は認められていることである。日本では、近年、通学区域の弾力化政策は導入されつつあるものの、ごく例外的なケースを除いては、市町村委員会が指定する公立学校に就学せざるを得ない¹⁴⁾。このような日本の状況とは対照的に、イギリスでは親の教育権が法的にも確立している。同法第9条の条文を引用しておこう。

第9条 (子どもの教育は親の希望に従うこと)

本教育法のもとで、大臣、地方教育当局および財政機関 (funding authorities) がそれぞれの権限と任務を遂行し実施する際には、適切な教授と訓練と、妥当性を欠く公費支出の防止とに矛盾しない限りにおいて、親の希望に従ってその子どもは教育されるべきであるという一般的な原則に留意しなければならない。

このように第9条は、親の子どもの教育に関する選択権を定めたものである。親が子どもにどのような教育を受けさせるかについて、親の希望が可能な限り認められるべきであるという一般原則が明記されている。もちろん、親の教育選択の自由は無制限に保障されるわけではない。したがって、親の希望は、「適切な教授と訓練と、妥当性を欠く公費支出の防止とに矛盾しない限り」において達成されるものである。

既に1944年教育法は、「児童が彼らの親の希望に従って教育されるべきである」という一般原則の尊重が地方教育当局や国などの教育行政機関に求められていた。もっとも、立法段階では、宗派学校間の選択が念頭に置かれていた。しかも「効果的な教授と訓練の提供」と「不当な公費支出の回避」という「制限条項」が設けられていたので、当初からこの制限条項は、「親の教育権」の一般原則を骨抜きにするものだという批判があった¹⁵⁾だが、1960年代そして70年代にかけての親の教育権への关心の高まりを背景にして、1980年に親の学校選択権が大幅に拡大されることになった。

保守党政権のもとで成立した1980年教育法がそれである。同法によれば、「効果的な教育の提供ないしは財源の効果的な使用」に支障がない限り、地方教育当局は、親の希望を受け入れて、その管轄の学校への児童の入学を認める義務があるとされた。

1980年教育法に若干の改正を加え1996年教育法は、親の学校選択の具体的な手続き、入学に関する情報の開示、そして不服申し立ての制度に関する地方教育当局の責任を定めている。関連条項（第411条）を抄訳しておこう。

第411条（親の希望）

- 1 地方教育当局は、当該地域内の子どもの親が以下のことができる取り決めを作成しなければならない。
 - (a) 当局の職務を遂行するに当たり、教育を受けさせたい学校に関して親が希望を表明すること。
 - (b) その希望の理由を述べること。
- 2 本条第3項および第430条第2項（入学取り決めの調整）に定める場合を除き、第1項による取り決めにもとづいて表明された希望に従うことは地方教育当局および公立ないしは有志立学校の理事会の義務とする。
- 3 第2項によって課せられた義務は次の場合には適用されない。
 - (a) 希望に従うことが効果的な教育の提供ないしは財源の効果的利用に反

する場合。

- (b) 志望校が援助学校 (aided school) もしくは特別協定学校 (special agreement school) で親の希望に従うことが、第413条に基づいて作成された学校への入学に関する理事会と地方教育当局との間の取り決めに反する場合。
- (c) 志望校への入学についての取り決めが全面的にもしくは部分的に能力もしくは適性に関する選抜に基づき、希望に従うことがその取り組みに基づく選抜と両立しない場合。

4 地方教育当局によって維持される学校への児童の入学のための取り決めが、その学校の理事会（もしくはそれを代理する個人）に対して行われる入学への申請を規定している場合、その申請を行う親は第1項に基づく取り決めに従ってその学校に対する希望を表明する際に、第2項の趣旨を考慮しなければならない。

5 第1項に基づいて設けられた取り決めに従い表明された親の希望に関して、第2項によって課せられた義務は次の事項にも適用されるものとする。

- (a) 地方教育当局の地域内にいない子どもがその当局が維持する学校へ入学を申請した場合、及び
- (b) 第438条第4項もしくは第440条第2項で特記された親による申請（就学命令に指定された特定の学校への申請），

さらに第3項において希望および志望校について言及された事項は適宜解釈されるものとする。

6 第3項(a)に規定されている条件は、各年度の当該年齢の児童数が以下のいずれかを越えない場合は、公立学校もしくは有志立学校への入学には適用されない。

- (a) 標準定数 (relevant standard number)，あるいは
- (b) 第416条に応じて決定された入学者数

7 本章で言う「標準定数」とは、公立学校もしくは有志立学校の当該の年

齢および学年に関するもので、第417条から第420条にかけての条項に基づいて当該年齢および学年に適用される標準定数を意味する。

8 本条の「子ども」とは、19歳に達しない者を指す。

親の学校選択制度は、ブレア労働党政権でも公教育の規制緩和の流れの中、確実に定着している。たとえば、2001年1月、BBCの教育担当記者によれば、イギリスの親たちは、地方教育当局が原則として居住地によって学校を指定する小学区制の時代（つまり、1980年教育法以前の状況）に戻すべきであると考えてはいないのである。¹⁶⁾もっとも、新聞報道などを見ると、学校選択制度は実施の段階では、さまざまな問題が生じているのも事実である。ここで詳しく述べることはできないが、いずれ親の学校選択の実態と問題状況の分析については、稿を改めて論じたい。

なお、親の学校選択に関して、特殊学校へ入学する児童もしくは特別なニーズ教育の証明書を有する児童の場合、411条の「親の希望」の条項は適用されず、別途の入学手続きが取られる（第424条参照）¹⁷⁾

2 義務教育学校における出欠席の取り扱い

ある学校に入学手続きをして登録された児童の親には、規則的に子どもを出席させる義務が生じる。各学校は、学籍簿を作成し保管することが義務づけられている（1996年教育法第43条）。

学籍簿の具体的な記載事項に関しては、1995年教育（学籍簿）規則に定められている（「1995年教育（学籍簿）規則」第8条）¹⁸⁾学籍簿は、入学簿と出席簿から成り立っている。学籍簿の保管期限は少なくとも、記載時から3年間とされている。

まず入学簿については、①氏名、②性別、③親の氏名と住所および緊急連絡先の電話番号、④本人の生年月日、⑤入学あるいは再入学の年月日、⑥入学前の学校名と住所の記載が求められる。

また、出席簿の規定をみると、出欠席は担任の教師によって、午前と午後の開始時に取られるとなっている。日本においては日数で計算されるが、イギリスでは半日 (half day) 単位となっている。法律上、1年間、半日単位で計算して380回（140日）ほど出席しなければならないことになっている。¹⁹⁾

いわゆる遅刻は欠席扱いになる。しかし教育大臣の文書によれば、天候や交通事情などで遅刻した場合、学校の判断で30分以内であれば出席扱いにすることができるとされている。また、遅刻が常態化する場合には、学校は当該児童に対して懲戒手段を講じることができるが、その前に親と面談することが望ましいとされる。また半日単位で出欠席がカウントされるので、日本的な「早退」という範疇は正式にはないようである。

欠席は2種類に分けられる。正当な欠席 (authorized absence) と不当な欠席 (unauthorized absence) とがそれである。この区分は1994年に導入されたものである。

まず正当な欠席には、次の主な事項が該当する。親の届け出（電話や文書などによる）に対して、いずれも学校が前述の規則や政府のガイダンスに基づき認定する。²⁰⁾

- ①学校や理事会が正式に認めた欠席（たとえば、兄弟姉妹の卒業式出席）。
- ②病気などやむを得ない事由
- ③宗教的な行事
- ④交通手段がない場合
- ⑤忌引きや結婚式などの冠婚葬祭
- ⑥就職面接
- ⑦修学旅行、公認の運動競技会や文化系の大会
- ⑧停学（45日以内）
- ⑨退学（正式な決定が下されるまで）
- ⑩適応指導施設への在籍
- ⑪研修日（公的試験直前および期間中で2週間を越えない）

⑫学期中の家族旅行（年間10日以内）。

このように正当な欠席の範囲は日本の学校の場合よりも広いようである。

日本との違いで特記されるものがある。たとえば、とくに学期中の親の休暇を利用する家族旅行が正当な欠席に認められているのは、現在のところ、日本では認められそうにもないものであろう²¹⁾。また日本では許されていない⑧停学および⑨退学が、イギリスでは義務教育学校で懲戒手段として認められていることも挙げられよう。イングランド地域の義務教育学校の退学者の人数を述べると、1994—95年度では12,358人であった。そのうち、16%が初等学校児童であり、84%が中等学校の生徒である。その数の多さには驚かされるが、これもイギリスの義務教育学校の現実である。東京大学の藤田英典氏は、退学者の急増の背景として次のような解説をしている²²⁾。すなわち、1993年より教育基準局(OFSTED)が共通の評価基準に基づいてすべての学校を4年ごとに査察し、この査察結果を公表することになったので、各学校の理事会や校長は、その実効性をあげるためにも、問題児を追放するという戦略を採用するようになった。

不当な欠席というカテゴリーは、以上の事項に該当しない欠席である。教育大臣の文書には、次のようなものが例示されている。①家の手伝い（子守も含めて）、②誕生日、③ショッピングなどである。

ところで、イギリスでは、義務教育学校の児童の出席状況は必ずしも十分なものでない。深刻な教育問題となっており、実際、truancyという英語が「不登校」を示す言葉として用いられている²³⁾。また、新聞報道などでは、不登校を繰り返す者を persistent truant と表現している。現在、労働党政府は教育水準の向上を目指しており、学力低下や非行を引き起こす可能性のある「不登校」(truancy)には頭を痛めており、追放キャンペーンを強力に推進している。

日本の不登校児童生徒を指す「長期欠席者」（学校嫌いを理由とする30日以上の欠席者）がどのくらいの人数にのぼるのか、興味深いものであるが、イギリスで公開されている教育統計には日本の「長期欠席者」に相当するカテゴリ

一は存在しないので、この点については不明である。²⁴⁾

最後に、不登校に関連して、いわゆる「登校拒否」に当たる英語表現として、school refusal という用語があることを指摘しておきたい。心理学のタームである school phobia という単語も用いられる。もっとも、可能な限りイギリス文献を調査したが、心理学系の論文を除いて、School Refusal というタイトルの書物を発見できなかったので、イギリスでは日本ほど深刻な教育問題にはなっていないようである。

だが、実態として、登校拒否児童は出てきており、その割合は当該年齢層の 0.4% から 2 % であるという報告がなされている。²⁵⁾したがって、心理上の理由で登校できない者に対してどのような指導をするかということは、教育行政上の課題になっている。

かつては不登校の児童生徒が問題児を収容する児童ホームに収容されることもあった。だが、しかし現在では、このような措置は講じられなくなった。最近のいくつかの指導方法としては、①地方教育当局の訪問指導——教師による週当たり 1 ~ 2 回の在宅指導ないしは、定期的な教育心理担当官や教育福祉担当官の家庭訪問、②公立「適応指導教室」のような施設への収容、③児童精神科医が勤務する病院への入院などである。

なお、「適応指導施設」に通っている期間の出欠席扱いについて付言すると、ある学校に学籍がある児童生徒で、退学、病気、不登校などで公立の「適応指導施設」に通うケースでは、適応指導施設で出欠席がとられる。この場合、二つの機関でこの措置について予め文書で確認しておくと、学籍がある学校において、適応指導施設に出席した日数は正当な欠席扱いになることは前述の通りである。

3 就学義務違反の問題

親の教育権を尊重しているイギリスでは、不当な欠席による不登校の問題は、親の就学義務違反をめぐる裁判に発展するケースも出ている。

教育技能省は『就学について——親への情報』(2001年)の中で、地方教育当局の親の就学義務違反に対する処置に関して、簡潔に次のように述べている。²⁶⁾

- ・法律上、ある学校に登録した児童が規則的に学校に出席しているかを確認する義務は地方教育当局にあります。
- ・ほとんどの地方教育当局は、教育福祉担当官（教育ソーシャルワーカーと呼ばれることがある）を雇用しており、これらの担当官は、児童の出席状態を調査し、親がその義務を果たすことができるように援助しています。
- ・教育福祉担当官は学校と連携をとりながら、活動をしています。実際に、学校に常駐している担当官もいます。
- ・あなたの子どもが学校を休みがちになると、担当官の訪問を受けることになります。
- ・あなたの子どものためにも、教育担当官および学校と協力してください。地方教育当局が他に手段がないと判断すると、教育監督命令を得ることができます。こうなると、裁判所によって任命された監督官(supervisor)があなたと子どもに助言を与えることになります。
- ・地方教育当局は、裁判所にあなたを訴追することもできます。あなたとあなたのパートナーは子どもの就学義務を果たしていないと判断されると、子ども一人につき、2,500 ポンド（£1 = 180 円で約 45 万円）以下の罰金ないしは3ヶ月までの実刑が科せられることになります。

以上の記述から、イギリスでは親の就学義務の履行を確かなものにするために、かなり厳しい就学の督促そして罰則が科せられていることが分かる。

資料の制約もあり、就学義務違反の現状の全体像について、ここで報告することはできない。ただ、実際に罰則が適用されたケースとして、一例を紹介しておこう。²⁷⁾それは2000年5月18日のBBCの報道であるが、15歳の娘が不登

校（3ヶ月で6日しか授業を受けていなかった）になった親に対して、裁判所は親が娘を学校に行かせるように努力しておらず、親の責任を果たしていないと判断し、父親と母親にそれぞれ250ポンド（約4万5千円）、150ポンド（約2万7千円）の罰金を科した。46歳の父親は「私は朝7時に仕事に出ていき、娘の学校は9時から始まります。学校に娘をつれて行くことはできなかった。妻は娘が学校に行っていると言っていた」などと主張し、妻より罰金が高いことの不満を訴えたが、その主張は却下された。

III 学校以外の場での義務教育——ホームエデュケーション

上に述べたように、イギリスでは、「学校教育以外の義務教育」は法律で認められている。1996年教育法第7条「義務教育」の規定を再度、引用しておくと、「義務教育年齢のすべての子どもの親は、学校に規則的に出席させるか、あるいはその他の方法で、子どもが(a)年齢、能力および適性、(b)本人の特別なニーズ教育に応じたフルタイムの適切な教育を受けるようにさせなければならない。」となっている。親は、「その他の方法で」義務教育年齢の子どもの教育を自ら行うことを選択できるのである²⁸⁾。

では、実際に、どの程度の児童がホームエデュケーションを受けているのか。このデータに関して行政機関の公式の統計は存在しない。アラン・トーマス(Alan Thomas)博士らは、最近の教育雇用省委託研究の調査報告書の中で、最低でもイングランド地域で3千人、多くて1万2千人まであろうと推測している²⁹⁾。

親が在宅学習を選んだ動機について、支援団体の一つ「エデュケーション・アザワイス」の広報担当者であるジル・フッシャー(Jill Fisher)氏は、「私たちが受ける最も多い相談者はいじめないしは試験の不安から学校で何らかのストレスを経験している子どもたちの親です」と述べる³⁰⁾。子どもの学校への不適応を理由にあげる親が最も多いようである。第二番目の動機として、フッシャーは思想上の理由からホームエデュケーションを選択するケースを指摘する。

このほか、支援団体の中にはキリスト教関係の組織が存在するので、宗教的な理由も挙げられよう。

現在、イングランドに民間の支援団体が6つ存在し、ホームエデュケーションを行っている親や子どもにさまざまな援助や助言を行っている。³¹⁾

家庭での教育のあり方は、実に多様である。全国共通テストを受けたり、時間割を作成したりする必要もない。またナショナルカリキュラムに準拠する必要もない。しかし、ホームエデュケーションの場合でも、親は適切な教育を提供することが求められるのは当然のことである。判例 (Harrison and Harrison v. Stevenson, 1982 QB (DC) 729/81) によれば、「読み書き算盤の基本的な技能は、コミュニケーション、調査そして自己教育にとっても不可欠であり、現代社会で生活を送るためのどんな教育においても基礎・基本である。」³²⁾

イギリスでは、ホームエデュケーションの学習成果を評価し認定する公的試験制度が整備されていることも、ホームエデュケーターにとって安心材料になっていると思われる。中等教育段階レベルでは、16歳で受験する「中等教育修了証書」(General Certificate of Secondary Education, GCSEと略)と、18歳時の「GCE Aレベル」(General Certificate of Education Advanced Level)という学外試験がある。前者は、原則として義務教育終了年齢のすべての生徒が受験できることになっている。後者の試験は、フランスのバカロレア、ドイツのアビトゥーアに相当する試験である。これらの試験の評点が高等教育機関への進学や就職での客観的な学力上の基準となっている。

ところで、地方教育当局との関係について述べると、当局は法律上、当該地域の教育に責任を有しているので、ホームエデュケーションについて一定の関与を行うことができることになっている。その際、地方教育当局とホームエデュケーターとの間に子どもの教育をめぐって意見の相違が発生することもあるが、その場合、裁判所が家庭での教育が適切かなど、子どもにとって何が最善かについて判断を下すことになっている。

このように地方教育当局とホームエデュケーターとは時には、敵対関係にな

るケースもあるようである。だが、近年、教育行政機関側も理解を示し、ホームエデュケーションをしている家庭と協同関係を構築するように取り組んでいる地方教育当局も出てきている。たとえば、1993年に専門の担当官が配置され、地域内のホームエデュケーションに対する評価・助言活動を行っているエセックス州はその代表例である³³⁾。

もっとも、教科書や教材、公的な試験の受験料などについて地方教育当局による公費の補助は受けられない。

では、実際に当事者の子どもたちはどのような意見を持っているのであろうか。ホームエデュケーションはインフォーマルであり、実に多様であるので、これが典型例であると述べることはできない。しかし、ここにイースト・ヨークシャーに住む15歳のハナ・ホワイト(Hannah White)さん(女性)の事例を紹介しておこう。³⁴⁾

ホワイトさんは初等学校時代は、学校生活を楽しんだが、中学校に入学するとさまざまな問題に直面して、パニック状態に陥ってしまった。その原因是両親の離婚問題であり、結局、父親は家を出てしまった。このような心理状態のまま学校に行っていたが、学校では有益なサポートもなく、次第に学校に行けなくなってしまった。

現在、自宅で勉強しており、通信教育を受講したり夜間の成人学級に通ったりしている。母親に理科の実験などで勉強を手伝ってもらうこともある。きちんと時間を決め勉強をする日と、のんびりする日を分けて、普段の生活もメリハリを付けるようにしている。今年の終わりには、「中等教育修了証書」という学外の資格試験を受験し、将来は大学で数学を専攻したいという希望を持っている。

ホワイトさんは、このようなホームエデュケーション体験について現在の気持ちを次のように述べる。「私はひとりぼっちになったようには思っていません。学校に行かなくても、ずっと快適な社会生活を送っています。確かに簡単なことではありません。学ぶ意欲をもたないといけません。でも、私にとって

は、これが最善の選択です。現代、教育は大きな問題となっています。…何が起こっているかを認識することがとても重要であると思います。教育問題に対処するためにはあらゆるサポートが必要です。ホームエデュケーションをしている子どもはそれぞれに置かれている事情が異なります。一度も学校に行ったことがない子どももいます。でも、わたしたちは、他の子どもと同じで、同じように扱われるべきであると思います。わたしたちにも幸せになる権利があるのですから。」

おわりに

以上、イギリスの義務教育制度について、「義務教育学校への就学」と「その他の方法」（ホームエデュケーション）という二つの側面から、1996年教育法の規定を中心に検討してきた。

イギリスにおける「教育義務」の法的な枠組みについては本文で述べた通りであるが、1996年教育法によれば、5歳から16歳の子どもにその年齢、能力および適性に応じたフルタイムの適切な教育を受けさせることが親の法令上の義務であり、その手段としては、「学校に規則的に出席させる」（つまり学校教育）に加えて、「その他の方法」(otherwise)で教育義務を遂行することが法的に認められているのである。

今日、いわば二つのルートで義務教育が履行されている。実態としては、圧倒的に多くの親が学校教育を義務教育の場として選択しているのは事実である。大多数の子どもは公立学校に在籍しているし、私学の伝統の根強いイギリスでは、中流階級の子どもの場合私立の学校で学ぶ者もいる。もっとも、親が子どもの教育義務を果たしていないケースもあり、不登校は増えている。地方教育行政機関も学校も、学力低下や非行の温床となる「無断欠席」をできるだけ少なくするように、厳しい対応をしている。

だが、他方では、法制度上でも義務教育＝就学義務ではないので、義務教育年齢であっても、親は自宅で子どもを教育するという方途が正規のルートとし

て確保されている意義は大きい。アメリカに比べると、その人数は少ない³⁵⁾しかし、ホームエデュケーションを合法的に選択し、実践している親が存在しており、このような教育を支援する民間団体が設置され、活発な活動が展開されている。地方教育行政機関も、一定の関与を行う制度が構築されている。

翻って、日本の場合をみると、近代教育の発足以来長く保障されていた「教育義務」制に代わって、就学義務制が導入されたのは比較的新しいことである。それは1941（昭和21）年の国民学校令であった。この就学義務制を受け継いだ現行の学校教育法の下では、当然のことながら文部科学省は「親が積極的に自宅での教育を選択した場合は違法」であるという立場を堅持している。

だが、「はじめに」でも指摘したように、国民学校令そして学校教育法が制定されて以来、20世紀後半の戦後日本は高度経済成長を経て、世界に冠たる学校化社会を作り上げた。コインの裏側では、豊かな社会の出現は不登校の急増という予期せぬ事態を生み出してきている。そして20世紀末になると、多様な学びの場を保障するという観点から、義務教育制度の時計の針を1941年以前に戻し、教育義務制への制度転換を主張する意見が出されるようになった。たとえば、筑波大学の教育制度学専攻の窪田眞二氏の主張は、その典型例である。窪田氏の問題提起は、「今日の不登校の子どもたちによる問題提起に耳を傾けると、どうしても制度の方に無理があるといわざるを得ない。当然に教育義務と就学義務とを区別して、前者の論理に基づいた法の解釈、さらには法改正の必要性が求められるという結論にたどり着いてしまう」³⁶⁾というものである。

いずれにせよ、戦後のさまざまなシステムが制度疲労を起こしている今日、日本の義務教育制度のあり方もまた抜本的に再検討することは必要であろう。この見直しの議論を進める上で、われわれはイギリスの義務教育の制度と実際から有益な示唆を得ることができるよう思う。日英の義務教育制度の本格的な比較研究は、今後の課題にしたい。

注

- 1) 拙稿「近代学校の発展と子どもたち」村山英雄編『子どもと学校』ぎょうせい, 1997年を参照。天野郁夫「教育というシステム」天野郁夫編『教育への問い』東京大学出版会, 1997年は、学校化社会の生成とその特質について考察している。また日本の不登校問題については、朝倉景樹『登校拒否のエスノグラフィー』彩流社, 1995年が興味深い分析を行っている。
- 2) 伊藤秀夫・吉本二郎編『教育制度論序説』第一法規, 1965年, 38頁。
- 3) A. Petrie, "Home Education and the Law within Europe", *International Review of Education*, Vol. 41 No. 3-4, 1995; A. Petrie, "Home Education in Europe and the Implementation of Changes to the Law", *International Review of Education*, Vol. 47 No. 5, 2001.
- 4) 「『在宅学習』動き, じわり」『朝日新聞』2000年7月31日。日本では、東京シェアレが家庭で過ごす子どもと親への支援活動を展開している(東京シェアレ『ホームエデュケーションのすすめ』教育史料出版, 1996年)。また2000年5月に、「日本ホームスクール支援協会」が発足した(<http://www.homeschool.ne.jp>)。
- 5) 江川玲成・高橋勝編『最新教育キーワード137(第8版)』時事通信社, 1999年。結城忠編『教育法規重要用語300の基礎知識』明治図書, 2001年。
- 6) 「『在宅学習』動き, じわり」, 同上。
- 7) D. Mackinnon and J. Statham, *Education in the UK (3rd ed.)*, Open University Press, 1999, p. 73. 1996年教育法はインターネットで検索できる(<http://hmsa.gov.uk/acts/acts1996>)。
- 8) A. Petrie, "Education at Home and the Law", *Education and the Law*, Vol. 5 No. 3, 1993, pp. 139-140. 女子教育は伝統的に自宅で、ガヴァネス(女性家庭教師)によって行われ、また民衆の教育が家庭や共同体の機能であったことをとても興味深く描いた歴史研究に、以下の著作があるので、参考されたい。アリス・レントン著・河村貞枝訳『歴史のなかのガヴァネス』高科書店, 1998年。松塚俊三『歴史のなかの教師』山川出版社, 2001年。
- 9) *Ibid.*, p. 140.
- 10) R. Sreter, "The Origins of Full-Time Compulsory Education at Five", *British Journal of Educational Studies*, Vol. 13, 1976.
- 11) 伊藤秀夫・吉本二郎編, 前掲書, 37頁。安藤堯雄『教育行政学』岩崎書店, 1956年。
- 12) N. Harris and K. Eden, *Challenges to School Exclusion*, Routledge Falmer, 2000, pp. 71-72.
- 13) 法律上, 13歳以下の児童は、パートタイムあるいはフルタイムの就労は禁止されている(「1933年児童・青少年法」第18条第1項)。
- 14) 学校教育法施行令によれば、市町村教育委員会は、当該市町村の設置する小学校または中学校が2校以上ある場合、就学予定者等の就学すべき小学校または中学校を指定することとされている。その際、あらかじめ各学校単位で、通学区域が設定される(通学区域制度)。1997年1月、文部省は行政改革委員会の意見を受けて「保護者の意向に対する十分

な配慮や選択機会の拡大の重要性、学校選択の弾力化に向けた取組」の提言を含んだ「通学区域制度の弾力的運用について」を発表した。東京の品川区の学校選択制は、その先導的な試みである。

15) R. オルドリッヂ著・松塚俊三・安原義仁監訳『イギリスの学校』玉川大学出版部, 2001年, 191頁。

16) BBC News, "Tackling the School Admissions Maze", 14 September 2001. (<http://news.bbc.co.uk/hi/english/education>)

イギリスの親の学校選択に関する研究としては、窪田眞二『父母の教育権研究』亜紀書房, 1993年が基本図書である。

17) イギリスの特別なニーズ教育に関しては、真城知己「イギリスー障害概念の拡大と特別な教育ニーズ」高橋智編『世界の障害児教育』三友社出版, 1999年を参照されたい。

18) The Education (Pupil Registration) Regulations 1995; Amendment, 1997, 2001.

19) D. Collins, *Managing Truancy in Schools*, Cassell, 1998, p. 51. この日数に加えて、地方教育当局や学校が定めた日には学校に出席しなければならない。親の職業上の理由などで各地を転々とする児童生徒の場合は、少なくとも半日単位で200回の出席の義務がある。

20) Department of Education, *School Attendance: Policy and Practice on Categorization of Absence*, 1995.

21) 近年、学力向上論の立場から、家族旅行がいわば公欠扱いになることに対する反対論が出てきている。全国校長会の事務局長のデイビッド・ハート(David Hart)氏は、「現行の規則は、学力水準を向上させるという政府の方針とは全く矛盾しており、時代遅れである。児童が学期中に休むことを認めているようなものなので、法改正をすべきである。」と批判的なコメントを発表している。またブランケット大臣は、この問題をめぐって教育雇用省は旅行業界と話し合いの場を設定したいと述べた。BBC News, "Education Law on School Absence 'Lacks Bite'", 30 December, 1998.

22) 藤田英典「岐路に立つ日本の教育(10)——イギリスの学校で起こっていること」『月刊進研ニュース(中学校版)』ペネッセ教育研究所, 第226号, 1998年2月。

退学者はすぐに別の学校に転校することは難しいので、「適応指導施設」に在籍する場合も少なくない。1995年の統計では、初等学校の場合、25%の児童、中等学校の場合3分の1を超える生徒が適応指導施設に入所する。もっとも、施設も満員で、すぐには入所できないケースが一般的のようである(N. Harris and K. Eden, *op. cit.*, p. 72)。1997年の調査によれば、8週間から16週間も待たされる退学者も珍しくないとされる(C. Hamilton, "Rights of the Child", in C. Bridge ed., *Family Law Towards the Millennium: Essays for P. M. Bromley*, Butterworths, 1977, p. 229)。また退学については、C. Parsons, *Education, Exclusion and Citizenship*, Routledge, 1999がある。梶間みどり「イギリスにおける問題行動に対する地方教育当局の役割」日本比較教育学会編『比較教育学研究』第26号, 2000年も参照。

- 23) 日本の「不登校」問題は、イギリスで報道されている。BBC News, "Education Japanese Truancy Soars", 14 August, 1999. この記事は日本の不登校の増加傾向を数字で示し、文部省はその対策としてスクール・カウンセラー制度を導入しているが、その数を減少させる抜本的な方策を提示していないと報じている。
- 24) 1994年のD.オウキーフ教授の調査によれば、10歳および11歳の生徒で少なくとも週1回欠席する者は8.2%であった。そのうち10歳児は6.4%であったが、11歳児になると、9.9%であった。また30.5%の者が前の学期中に少なくとも1回は無断欠席をしたと回答していた。また「不登校」の理由を尋ねたところ、「意味のない授業」(35%), 「教師嫌い」(29%), 「教科嫌い」(22%), 「コースワークの問題」(19%), 「教科内容の難しさ」(14%), 「教授方法のまずさ」(3%), 「いじめ」(1%)となっている。O' Keefe, *Truancy in English Secondary School*, DfE / HMSO, 1994, p. 14.
- 25) J. Elliott and M. Place, *Children in Difficulty*, Routledge, 1998, p. 33.
 2000年3月にお会いしたロンドン大学の発達心理学専攻のA.トーマス博士には、「登校拒否」に関するスタンダードな著作として、I. Berg and J. Nursten eds., *Unwillingly to School (4th edition)*, Gaskell, 1996を紹介された。もっとも、同博士は、登校拒否研究はあまり活発ではないと述べられた。これに対して、「いじめ」に関する著作は数多く刊行されており、既に何冊か日本で訳書が刊行されている。D.タツムほか編、影山任佐・斎藤憲司訳『いじめの発見と対策』日本評論社、1996年。P.スマス・S.シャープ編、守屋慶子・高橋通子監訳『いじめととりくんだ学校』ミネルヴァ書房、1996年。イギリス教育省著、池弘子・香川知晶訳『いじめ、ひとりで苦しまない』東信堂、1996年。P.スマスほか編、森田洋司監訳『世界のいじめ』金子書房、1998年。
- 26) Department for Education and Skills, *School Attendance : Information for Parents*, 2001.
- 27) BBC News, "Father Loses Truancy Appeal", 18 May 2000.
- 28) イギリスのホームエデュケーションの制度と実際について知るのに、エデュケーション・アザワイス著・相沢恭子ほか訳『学校は義務じゃない』明石書店、1997年が便利である。
- 29) A. Petrie, G. Windrass and A. Thomas, *The Prevalence of Home Education in England : A Feasibility Study, Report to DfEE*, 1999.
- 30) BBC News, "Education : Features when the Classroom is at Home", 10 September 1999.
- 31) ホームデュケーションの支援団体として、現在、イングランドにCedar Educational Trust, Christian Education Europe, Education Otherwise, Home Education Advisory Service, The Christian Home-Schools Contact List, The Home Serviceという6団体が存在する。
 なお、このうちHome Education Advisory Serviceの関係者にはお会いしたことがある。2000年3月、ロンドン大学のトーマス博士の紹介で、Royal Institution（王立科学研究所）——ファラディのロウソクの実験で有名——の公開講義を聞きに来ていた4家族（7～8

人の子どもの小学生と、母親3人と父親1人)と面会する機会に恵まれた。講演後、同研究所の部屋を借りて20分余りお話を伺うことができた。

さらに、近くの喫茶店で参加者の一人Home Education Advisory Serviceの役員をされているポール・ロウ(Paul Lowe)氏に、インタビューを行った。この間、息子(10歳前後)はゲームボーイをしていたが、社会性も十分に身につけているとの印象を受けた。長女(姉)もホームエデュケーション経験者であり、現在、エдинバラの音楽学校に在学しているとのことであった。ポール氏は会社員、奥さんは元学校教師(英語)である。

この時、入手したHome Education Advisory Serviceの関係資料は以下の通りである。

- ・ HEAS, *The Home Education Handbook (4th revision)*, 1998. (便利なガイドブック)
 - ・ HEAS, *The Big Book of Resource Ideas*, 2000. (各教科の教材や参考書などのリスト)
 - ・ HEAS, *Bulletin No. 18*, Feb. 2000. (ニュースレター)
 - ・ HEAS, *An Introduction to Home Education*, 1997.
 - ・ HEAS, *Information Leaflet No. 1 [Examination and Qualification]*.
 - ・ HEAS, *Information Leaflet No. 2 [Special Education Needs]*.
 - ・ HEAS, *Information Leaflet No. 3 [Dyslexia]*.
 - ・ HEAS, *Information Leaflet No. 4 [Home Education Overseas]*.
- 32) A. Petrie (1993), *op. cit.*, p. 141.
- 33) 2000年7月、ロンドン大学のペトリー博士の主催で、ホームデュケーションのシンposiumが開催され、エセックス地方教育当局の試みについて報告があった。“*Symposium : Home Educators*”, 3 July 2000. (<http://www.ioe.ac.uk/ccs/conference/2000>)
- 34) BBC News, “A Child's View of Home Education”, 7 February 2002.
- 35) イングランドおよびウェールズ地域で、仮に8,000人という推定を行うと、就学年齢層の約0.09%である。最近は、増加の傾向があるとはいえ、ごく少数であるといえる。アメリカでは、その割合は約1%にのぼっている。A. J. Petrie, “Home Education and the Law”, *Education and the Law*, Vol. 10 No. 2-3, 1998, p. 123.
- なお、アメリカでは「ホームスクーリング」という用語が一般的であるが、その現状と日本への示唆については、武内清「『ホームスクーリング』から見た地域社会学校」明石要一編『新・地域社会学校論』ぎょうせい、1998年が参考になる。
- 36) 窪田眞二「学校選択の自由と義務教育法制」日本教育制度学会編『教育制度学研究』第3号、1996年、35頁。
- また国立教育政策研究所の結城忠氏は、「義務教育制度の主旨は子どもの『教育をうける権利』を保障することにあり、親の就学義務もその一端にはかなりません。だとすれば、学校教育によるよりも親の家庭教育や私塾教育によるほうが、真に『子どもの利益』に適い、『教育をうける権利』の実質的保障に資すると客観的に認定されうる場合には、こうした私教育の自由が認められてよいと考えられるからです。ましてや、不登校児のケース

に見られるように、学校教育が現実に子どもの『教育をうける権利』を保障しておらず、私教育がその代替機能を果たしているような場合にあっては、なおさらのことです。」と述べている。結城忠『学校教育における親の権利』海鳴社、1994年、196-197頁。

補注 イギリスの義務教育制度の略史

1833年工場法

工場で働く児童を保護する法律。9歳から11歳の子どもは、週6日、毎日2時間の学校教育を受けることを義務づけた。11年後の工場法の改正により、週5日間、毎日3時間。1日の労働条件の中に、数時間の教育を受けさせることを「パートタイム」教育とした（大田、126頁）。現行法の「フルタイム」教育とはこの種のパートタイムの教育を否定する意味である。

1870年教育法（フォスター法）

同法は、「公選制学務委員会の設置される学区では、強制就学条例の制定を認める」というものであり、その条例の内容を、5歳以上13歳未満の子どもの就学とした。ただし、10歳から13歳まではハーフタイム制が適用された。さらに、①その他の方で効率的な教育を受けている場合、②病気またはやむを得ない事情がある場合、③住居から3マイル以内に適切な学校が存在しない場合は、就学免除が認められている。就学規定に違反した罰則として、裁判費用込みで5シリング以下の罰則が科せられる。イギリスの5歳からの就学年齢はこの法律に始まる。

1876年教育法（サンドン法）

「すべての子どもに、読み、書き、算の十分な基礎教育を与えることは、親の義務である。もし親がこの義務遂行に失敗するならば、本法に規定される罰則・命令を受けるべきである。」同法は「子どもに教育を受けさせることが、親の義務であることが高くうたわれた最初の教育法である」と評価される。

1880年教育法（ムンデラ法）

同法は「条例ではなく法律によって強制就学を規定し」たので、「学務委員会あるいは就学督促委員会によって、強制就学の条例が全国をカバーすること」になった（大田、140-141頁）。またオルドリッチ教授は同法によって「基礎学校児童の就学義務の普遍化」(effective universal compulsory attendance for elementary school children)が実施されたと述べている（R. Ardrich and P. Gordon, p. 233）。義務教育年齢は5歳から10歳までとされた。同法によって「法律上は、強制就学の規定は一応1880年ににおいて完成し、その他の工場法教育条項などとの関係も調和が図られた」（大田、142頁）

1891 年教育法

同法は、親に基礎学校に通学する義務教育年齢の児童の教育の無償を要求できる権利を与えた。授業料の不徴収の原則が法的に成立した。

1918 年教育法（フィッシャー法）

義務教育年齢が 14 歳まで引き上げられた。

1921 年教育法

義務教育年齢の子どもに適切な教育を保障する親の責任は、学校でなく家庭で果たされてもよいという規定が設けられた。

1944 年教育法（バトラー法）

戦後教育の基本を定めた法律である。義務教育規定は、本文で述べた通りである。義務教育年齢を 15 歳に引き上げた。

1972 年教育法

義務教育年齢が 16 歳に引き上げられた。

1996 年教育法

1944 年教育法など 18 の法律に若干の改正を加え、1 本の法律に統合したものである。現行の教育制度の基本を定めた法律で、義務教育規定は 1944 年教育法を継承している。

主な引用・参考文献

J. Maclare, *Educational Documents (5th edition)*, Methuen, 1986 ; D. Mackinnon and J. Statham, *Education in the UK (3rd ed.)*, Open University Pres, 1999 ; R. Ardrich and P. Gordon, *Dictionary of British Educationists*, Woburn Press, 1989. 大田直子「イギリスにおける強制就学制度の成立とその意義」牧査名編『公教育制度の史的形成』梓出版社, 1990 年。三好信浩『イギリス公教育の歴史的構造』亜紀書房, 1968 年。

付記 本稿は、平成 13 年度松山大学特別研究助成金による研究成果の一部である。